

平成 28 年 5 月 19 日

各 講 座 等 の 長
診 療 科 長
中 央 診 療 施 設 等 の 長 殿
薬 剤 部 長
看 護 部 長
医 療 技 術 部 長

医学系研究科長 高橋 雅英
医学部附属病院長 石黒 直樹

臨床研究認定者制度およびモニタリング担当者認定制度における
資格の更新について（通知）

臨床研究認定者制度による資格については、「名古屋大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院臨床研究認定者制度に関する内規」において定めるとおり、有効期間は2年間（但し、年度途中で資格を得た者の有効期間については、当該資格を得た年度の翌年度末まで）となります。

また、モニタリング担当者認定制度による資格については、「名古屋大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院モニタリング担当者認定者制度に関する内規」において定めるとおり、臨床研究認定者制度による資格の有効期間と同一となります。

については、平成27年度末までに臨床研究認定者制度による資格を取得した者については、平成28年度末がそれぞれの資格の有効期限となりますので、平成28年度中に資格を更新していただきますようお願いいたします。

なお、資格更新のための要件については以下のとおりです。

<資格更新のための要件>

臨床研究認定者制度

○先端医療・臨床研究支援センターが指定する講習会（「臨床研究セミナー」）を
1回以上受講

○生命倫理教育委員会が指定する講習会を1回以上受講

モニタリング担当者認定者制度

○臨床研究認定者制度による資格の更新

○先端医療・臨床研究支援センターが指定するモニタリング担当者資格認定のための
講習会（臨床研究セミナーのうちモニタリングのための講習会と定めたもの）を
1回以上受講

※ 臨床研究認定者制度およびモニタリング担当者認定者制度の詳細、平成 28 年度臨床研究セミナー開催予定等につきましては、以下の URL よりご参照ください。

<http://www.nu-camcr.org/cms/seminar/>

【問い合わせ先】

〈認定者制度、先端医療・臨床研究支援センターが指定する講習会について〉

経営企画課先端医療支援係 奥田（内線：7524）

E-mail: sentanjimu@med.nagoya-u.ac.jp

〈生命倫理教育委員会が指定する講習会について〉

経営企画課臨床審査公正係 （内線：2479）

E-mail: ethics@med.nagoya-u.ac.jp

臨床研究認定者制度
および
モニタリング担当者認定制度

資格の更新について

臨床研究認定者制度 資格の更新について

資格の有効期間

2年間（年度途中で資格を得たものは、資格を得た年度の翌年度末まで）

資格更新のための要件

有効期間の満了する年度において、

- 先端医療・臨床研究支援センターが指定する講習会（「臨床研究セミナー」）を1回以上受講
- 生命倫理教育委員会が指定する講習会を1回以上受講

※「名古屋大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院臨床研究認定者制度に関する内規」より

平成28年度中に資格の更新が必要な者

<該当者>

資格の有効期限が平成28年度末（平成29年3月31日）の認定者
（※有効期限は、臨床研究認定者管理システムのトップ画面にて確認できます。）

**＝ 平成27年度末（平成28年3月31日）までに
臨床研究認定者の資格を取得した者**

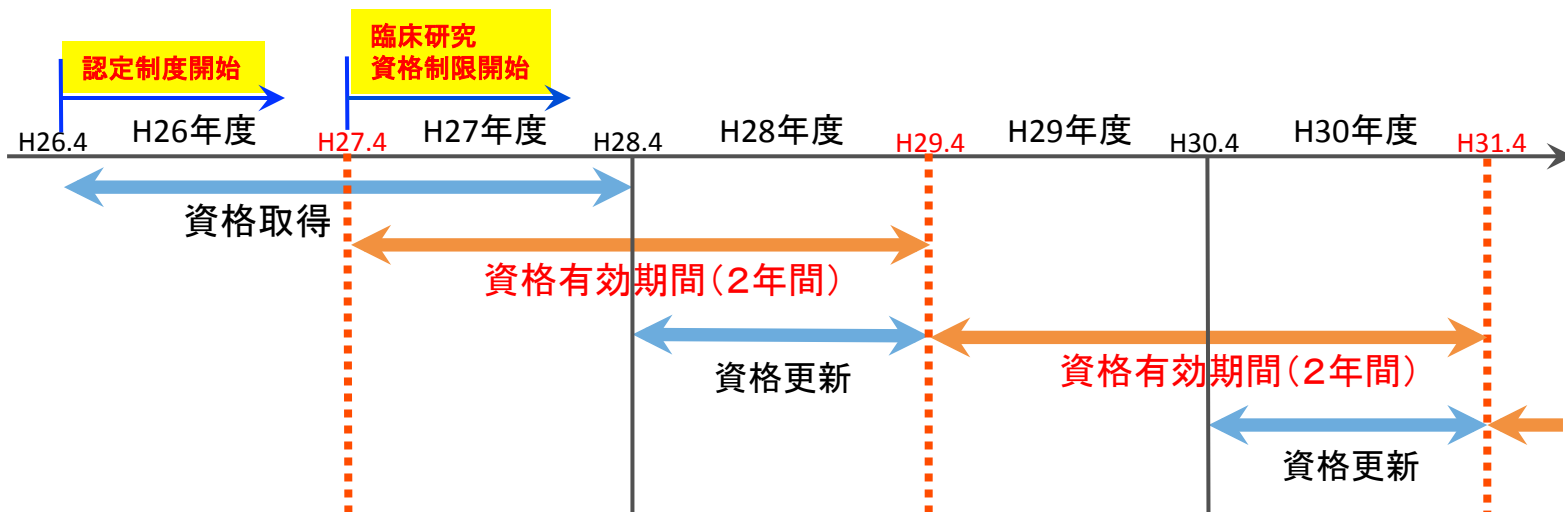
<資格更新のための要件>

- 「臨床研究セミナー」を1回受講
- 生命倫理教育委員会が指定する講習会を1回受講

→ 資格更新後の有効期限：平成30年度末（平成31年3月31日）

【参考】

「臨床研究認定者制度」において平成28年度中に資格の更新が必要な者



モニタリング担当者認定制度 資格の更新について

資格の有効期間

臨床研究認定者制度の資格の有効期限と同一

資格更新のための要件

有効期間の満了する年度において、

- 先端医療・臨床研究支援センターが指定するモニタリング担当者資格認定のための講習会(臨床研究セミナーのうちモニタリングのための講習会と定めたもの)を1回以上受講。

※「名古屋大学大学院医学系研究科及び医学部附属病院モニタリング担当者認定制度に関する内規」より

平成28年度中に資格の更新が必要な者

<該当者>

資格の有効期限が平成28年度末(平成29年3月31日)の認定者
(※有効期限は、臨床研究認定者管理システムのトップ画面にて確認できます。)

= モニタリング担当者認定制度における有資格者のうち、平成27年度末(平成28年3月31日)までに臨床研究認定者の資格を取得した者

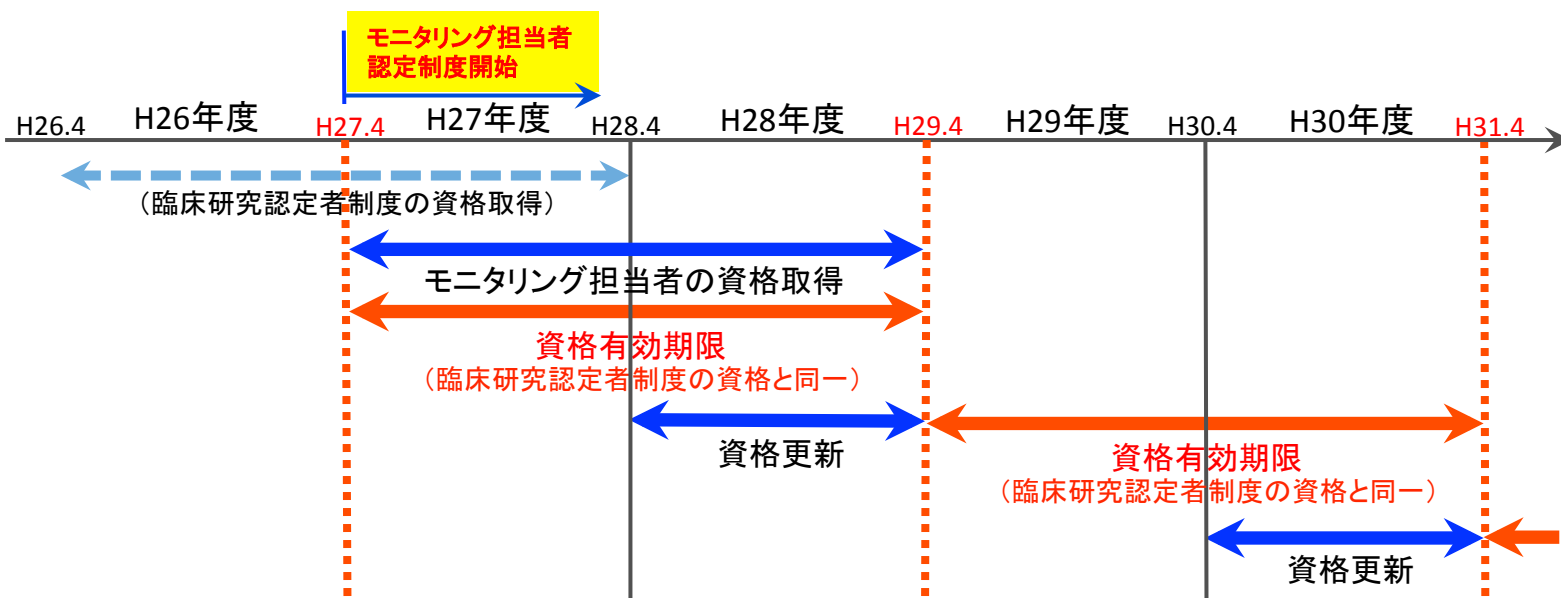
<資格更新のための要件>

- 臨床研究認定者制度の資格を更新
- 「モニタリングのための講習会」を1回受講

→資格更新後の有効期限：平成30年度末(平成31年3月31日)

【参考】

「モニタリング担当者認定制度」において、平成28年度中に資格の更新が必要な者



※ 以下の詳細につきましては、先端医療・臨床研究支援センターのホームページにて
ご参照ください。

<http://www.nu-camcr.org/cms/seminar/>

- ・ 臨床研究認定者制度
- ・ モニタリング担当者認定制度
- ・ 臨床研究セミナーおよびモニタリング講習会
- ・ 生命倫理教育委員会が指定する講習会
- ・ 臨床研究認定者管理システム